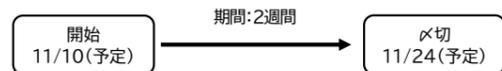


パブリックコメントについて

計画等を決めようとする際に、あらかじめその案を公表し、広く市民の皆様から意見、情報を募集する手続が、パブリック・コメント制度(意見公募手続)です。



意見の取り扱いについて

提出された意見の内容を整理し、改定基本構想にその意見を反映できるかどうか検討します。必要に応じて、施設設置管理者に確認を取ります。
 第5回改定委員会では、パブリックコメントの対応方針と改定基本構想の最終案を示し、委員の皆様にご意見をうかがいます。

資料配布について

- ・パブリックコメントについて、市報および市ホームページに掲載します。
- ・市役所、市政センター、図書館、武蔵野プレイス、コミュニティセンターにて本編(案)の閲覧と概要版の配布を行います。

※また、構想策定にご協力いただいた、各特定事業者、当事者ヒアリング団体、近隣自治体等に資料(本編案および概要版)を郵送して確認していただきます。